

令和4年第1回

上ノ国町農業委員会総会議事録

開 会	1月25日
閉 会	1月25日

# 令和4年第1回 上ノ国町農業委員会総会

告示年月日	令和4年1月18日					
招集年月日	令和4年1月25日					
招集の場所	上ノ国町役場（連絡調整室）					
開閉会日時 及び宣言	(開会) 令和4年1月25日 午後1時30分					
	(閉会) 令和4年1月25日 午後1時50分			議長 鈴木敏秋		
委員応召 及び 出席者氏名  出席委員 9名 欠席委員 0名  ○ × 出席 欠席  遅早 遅刻 早退	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	久末善輝	○			
	2	菊池和雄	○			
	3	森光行	○			
	4	山口公仁	○			
	5	京谷作右衛門	○			
	6	森宏樹	○			
	7	丸山由美子	○			
	8	山下敏雄	○			
	9	鈴木敏秋	○			
議事録署名委員	二番 菊池和雄			六番 森宏樹		
農地最適化 推進委員						
農業委員会 事務局職員 の氏名	局長 佐藤淳也			主事 草間健太		

議事日程

日 程	件 名
第 1	議事録署名委員の指名について
第 2	会期の決定について
第 3	報告第 1 号 会務報告について
第 4	報告第 2 号 農業委員会事務局職員の任免について
第 5	議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
第 6	議案第 2 号 農用地利用集積計画案の作成について
第 7	議案第 3 号 下限面積（別段の面積）の設定について
第 8	議案第 4 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

# 議 事 の 顛 末

## 《 開 会 宣 言 》

議 長

今日は皆さんご苦勞様でございます。  
新年1回目の総会ということで、審議のほどよろしくお願ひします。  
ただいまから、令和4年第1回上ノ国町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の出席委員は全員で、定足数に達しておりますので、総会が成立いたします。

(午後1時30分)

議 長

それでは、さっそく議事に入ります。

### ◎ 日程第1 議事録署名委員の指名について

議 長

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。  
議事録署名委員は、議長から指名します。  
議事録署名委員には、2番 菊池委員、6番 森宏樹委員の2名を指名いたします。

### ◎ 日程第2 会期の決定について

議 長

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。  
会期は、本日1日と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

※ (異議なしの声あり)

議 長

異議なしの声がありますので、会期を本日1日と決定いたします。

### ◎ 日程第3 報告第1号 会務報告について

議 長

日程第3、報告第1号 会務報告についてを議題といたします。

事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が報告第1号を朗読する。)

議 長

会務報告については、ただいま朗読したとおりであります。

本件の詳しい内容については、お手元に配付した資料のとおりであります。

◎ 日程第4 報告第2号 農業委員会事務局職員の任免について

議 長

日程第4、報告第2号 農業委員会事務局職員の任免についてを議題といたします。

事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が報告第2号を朗読する。)

議 長

本件については、ただいま朗読したとおりであります。

本件の詳しい内容については、お手元に配付した資料のとおりであります。

◎ 日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 長

日程第5、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が議案第1号を朗読する。)

議 長

本件の内容について、事務局職員より説明させます。

事務局

それでは説明させていただきます。

番号1、場所は字中須田〇〇〇〇番 外6筆、地目は現況が田及び畑・公簿が田、宅地、原野及び畑で、面積合計は9,713.99㎡です。

譲渡人は字新村の〇〇〇〇〇さん、譲受人は字新村の〇〇〇さんで、贈与による所有権の移転となっております。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

以上です。

議 長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、本件については、原案どおり可決いたします。

## ◎ 日程第6 議案第2号 農用地利用集積計画案の作成について

議 長

日程第6、議案第2号 農用地利用集積計画案の作成についてを議題といたします。  
事務局職員より朗読させます。

事務局

（事務局職員が議案第2号を朗読する。）

議 長

本件の内容については、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当する案件がありますので、議事進行上、まず番号1の内容について、事務局職員より説明させます。

本件については、1番 久末委員に関係のある事項ですので、前述の法の規定に基づき、議決が終わるまで、久末委員の発言を禁じます。

それでは、説明を求めます。

事務局

それでは説明させていただきます。

番号1、場所は字中須田〇〇〇〇番 外1筆、地目は現況・公簿とも田で、面積合計

は19,527㎡です。

貸付人は字中須田の〇〇〇〇さん、借受人は字新村の〇〇〇〇さんで、新規による賃貸借権の設定となっております。期間は3年間です。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

以上です。

議 長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、番号1については、原案どおり可決いたします。

それでは、久末委員の発言を許します。

議 長

続きまして、番号2の内容について、事務局職員より説明させます。

本件については、8番 山下委員に関係のある事項ですので、前述の法の規定に基づき、議決が終わるまで、山下委員の発言を禁じます。

それでは、説明を求めます。

事務局

それでは説明させていただきます。

番号2、場所は字新村〇〇〇番〇 外4筆、地目は現況が田及び畑・公簿が田、原野及び畑で、面積合計は5,642㎡です。

譲渡人は大阪府の〇〇〇〇さん、譲受人は字新村の〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、売買による所有権の移転となっております。

以下双方の関係事項については記載のとおりです。

以上です。

議 長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、番号2については、原案どおり可決いたします。

それでは、山下委員の発言を許します。

◎ 日程第7 議案第3号 下限面積（別段の面積）の設定について

議 長

日程第7、議案第3号 下限面積（別段の面積）の設定についてを議題といたします。

事務局職員より朗読させます。

事務局

（事務局職員が議案第3号を朗読する。）

議 長

本件の内容について、事務局職員より説明させます。

事務局

本件については、昨年11月の協議会において事前に確認していただいたところですが、本町においては、従前より新規就農者の参入促進等を目的とし、下限面積（別段の面積）を30アールと設定しているところです。

当該面積を引き続き30アールとすることにより、新規就農者の参入促進を図るとともに、懸念されている遊休農地の発生防止につなげていきたいと考えます。

以上です。

議 長

これより質疑を行います。

本件に対し、異議・質問ございませんか。

8番委員

毎年30アールに引き下げるのか。

事務局

毎年引き下げるのではなく、同じ面積であれば引き続きになるので、議案の下限面積の引き下げ理由の文言を修正します。

議 長

本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、本件については、原案どおり可決いたします。



◎ 日程第 8 議案第 4 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

議 長

日程第 8、議案第 4 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを議題といたします。事務局職員より朗読させます。

事務局

(事務局職員が議案第 4 号を朗読する。)

議 長

本件の内容について、事務局職員より説明させます。

事務局

それでは説明させていただきます。

令和元年 10 月に相次いで発生した農業委員による農地法違反や収賄容疑で逮捕される不祥事などを受け、令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議され、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことが確認されました。

この申し合わせ決議の趣旨に則り、議案の内容について年に一回以上法令遵守の申し合わせについて決議し、綱紀粛正を徹底していただきたいというものであります。

それでは内容を朗読します。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。□

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

以上です。

議 長

これより質疑を行います。  
本件に対し、異議・質問ございませんか。

※（異議なしの声あり）

議 長

異議なしの声がありますので、本件については、原案どおり決議いたします。

### 《 閉 会 宣 言 》

議 長

以上、今総会に付議された議案は、全て議了いたしました。  
これをもって、令和4年第1回上ノ国町農業委員会総会を閉会いたします。  
本日は、どうもありがとうございました。

（午後1時50分）

以上、議事録次第を確認し、ここに署名いたします。

議長 鈴木敏秋

署名委員 菊池和雄

署名委員 森 宏樹